

王寺町自転車乗車用ヘルメット購入補助事業実施要綱

(目的)

第1条 王寺町自転車乗車用ヘルメット購入補助事業は、自転車を利用する子ども並びに高齢者に自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用を促進し、自転車利用時における交通事故被害の軽減を図ることを目的に、ヘルメット購入費の一部（以下「補助金」という。）を当該年度の予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、王寺町補助金等交付規則（平成18年3月王寺町 規則第1号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 申請を行う日において満18歳以下の年齢となる者のうち、王寺町内に居住し住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 高齢者 申請を行う日において満65歳以上の年齢となる者のうち、王寺町内に居住し住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (3) 保護者 子どもの親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者又は子どもの親族で、社会通念上、子どもを保護する責任がある者をいう。
- (4) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造されたものをいう。

(補助金の交付対象となるヘルメット)

第3条 補助金の交付対象となるヘルメットは、次の各号のいずれの要件も満たすヘルメットとする。

(1) 新品のもの

(2) 次のいずれかの認証等を受けたもの

ア 一般財団法人 製品安全協会が安全基準に適合することを認証した
S G マーク

イ 公益財団法人 日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証
した J C F マーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した
C E マーク

エ ドイツ製品安全法が認める安全基準に適合することを認証した
G S マーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した
C P S C マーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたも
ので、町長が認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）
は、次の各号のいずれにも該当する子ども及び高齢者とする。

(1) 過去に当該補助金の交付を受けていないこと。

(2) 王寺町税を滞納していないこと。

(3) 転売を目的としてヘルメットを購入しないこと。

- (4) 王寺町補助金等交付規則第4条第2項に該当しない者であること。
- (5) 同一の補助対象経費に対する他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) ヘルメット購入後に発生した事故について、王寺町が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- (7) 前各号の条件に反することが補助金交付後に判明した場合、町に対して補助金を返還することについて了承すること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、以下に定める補助基準額又は補助限度額のいずれか低い額とする。

- (1) 補助基準額補助対象経費 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額
 - (2) 補助限度額 3,000円
 - (3) 補助対象経費 ヘルメットの購入に要した費用として補助対象者が支払った費用
- 2 前項の補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
 - 3 第1項に規定する額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。
 - 4 補助金の交付は、子ども及び高齢者1人につきヘルメット1個、かつ1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、王

寺町自転車乗車用ヘルメット購入補助事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（1） ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続が完了したことを証する書類（ヘルメットを購入した店舗等が発行した領収書）の写し、又は自転車乗車用ヘルメット販売証明書（様式第1-2号）

（2） その他町長が必要と認める書類

2 補助対象者が子どもの場合であって、当該子どもの保護者が当該子どもが着用するヘルメットの購入に要する費用を負担した場合にあっては、その保護者を申請者とする。

（交付の決定及び通知）

第7条 町長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付を決定し、王寺町自転車乗車用ヘルメット購入補助事業費補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、前項の決定に条件を付することができるものとする。

3 補助金の額は、交付決定書を申請者に通知することにより、確定したものとみなし、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、補助金の交付の決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこと

ができる。

- (1) 第3条及び第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付の決定の取消しを受けた者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の補助額の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。